

屋久島町告示第104号

屋久島町離島航空割引カードを利用した飲食店応援事業交付金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月28日

屋久島町長 荒木 耕治

屋久島町離島航空割引カードを利用した飲食店応援事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言の発令に伴い、営業自粛要請に応じた町内飲食店事業者（以下「事業者」という。）の経営が悪化していることに鑑み、町民に町内飲食店の利用を促進し、事業者の経営の早期回復を図ることを目的として、離島航空割引カード（屋久島町役場が交付した鹿児島離島航空割引カードをいう。以下同じ。）の提示により飲食物を提供した事業者に対し交付金を交付することについて、屋久島町補助金等交付規則（平成19年屋久島町規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱による交付金（以下「本交付金」という。）の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、町内に店舗を有し飲食業を営む事業主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者とししない。

(1) 既に本交付金の交付を受けた者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力若しくは関与する者

(交付対象の事業及び経費並びに交付金の額)

第3条 交付対象者の店舗において、離島航空割引カードを所持する町民が、1人当たり1,000円以上の飲食をした場合に当該カードの所持者1人当たり500円を割引くものとする。この場合において、町民は、飲食料金の精算の際に当該カードを店員に提示するものとする。

2 本交付金の交付対象経費は、交付対象者の店舗における飲食料金の割引額とし、交付金の額は、交付対象経費の合計額とする。この場合において、本交付金は、1交付対象者当たり10万円を限度とする。

(交付申請に係る書類等)

第4条 規則第4条に基づき本交付金の交付を申請しようとするものは、補助金等交付申請書に次の各号の書類を添付するものとする。

(1) 営業許可証の写し

(2) 本人確認書類の写し（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等のうちいずれ

か)

- (3) 町税納税証明書（未納がない証明）
- (4) 確定申告書の写し又は住民税申告書（受付印があるもの）の写し
- (5) 誓約書
（実績報告に係る添付書類）

第5条 規則第14条第3号に規定する添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 飲食料金の割引を適用した町民の氏名及び離島航空割引カード番号の一覧表
- (2) その他、町長が必要と認める書類
（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行し、令和3年3月31日に廃止する。